

## 重点戦略アクションプランの回答に関する追加質問3について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2016年7月29日）

福利厚生施設・課外活動施設を含めた施設整備について、「基本的には文部科学省が実施している施設整備費補助事業による整備を中心としつつ、様々な方策を検討する必要がある」との回答をいただきました。

平成28年3月29日文部科学大臣決定の第4次国立大学法人等施設整備5か年計画において、宿泊施設については「4. 実施方針」のなかに「寄宿料や施設使用料などの一定の収入が見込まれる施設（宿泊施設、産学官連携施設等）については、国立大学法人等において、資金調達の方法や管理運営の形態などを比較検討し、長期借入金や民間資金等の多様な財源を活用した施設整備の可能性を検討する。」と書かれており、宿泊施設に関してその運営を文科省の希望に沿う形に変更しなければならない可能性があるように感じます。

福利厚生施設・課外活動施設といった学生生活の向上に寄与する施設については、その運営および管理を学生が主体となって行う形態を維持できるようお願いいたします。

【回答】（回答日：2016年8月26日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

学生寮などの福利厚生施設、グラウンドなどの課外活動施設といった学生の生活・活動に寄与する施設については、学生諸君の主体的な関わりを尊重しつつ、大学として適切に管理することとしています。